

堺市会計規則の一部を改正する規則

堺市会計規則（平成１９年規則第４３号）の一部を次のように改正する。

第２５条第１項第２号中「延滞金、加算金その他」を「その」に改める。

第３５条第６項中「法制文書課長を経て市長」を「市長及び法制文書課長」に改める。

第４０条第５項中「を経て」及び「及び」を削る。

第１１２条中「規則で指定したもの」を「規定により規則で指定する職員」に、「職員の」を「職員及びその」に改める。

別表第１中「別表第１」を「別表第１（第６条関係）」に改め、同表の３８の項中「保健医療課」を「保健医療薬務課」に改め、同表の４５の項中「３」を「１」に改め、同表の５８の項中「次長」を「所長」に改め、同表の６５の項中「所長」を「係長級以上の職で所長が指定するもの」に改め、同表の１１７の項及び１１８の項を次のように改める。

１１７	削除		
１１８	南区役所企画総務課	課長	１

別表第１の１３７の項中「環境薬務課」を「生活衛生課」に改め、同表の１９７の項中「２」を「１」に改め、同表の２２１の項を次のように改める。

２２１	交通政策課	〃	１
-----	-------	---	---

別表第１の２３６の項中「交通部」を「交通政策課」に、「交通政策担当課長」を「公共交通担当課長」に改める。

別表第２中「別表第２」を「別表第２（第１３条、第１４条関係）」に改め、同表の総務課の項中「総務課」を「行政総務課」に改める。

別表第３中「別表第３」を「別表第３（第１３条、第１４条関係）」に改め、同表の南区役所総務課の項中「南区役所総務課」を「南区役所企画総務課」に改める。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。